

浜松市上下水道部公告第 186 号

浜松市上下水道部の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市上下水道部契約規程（昭和 41 年浜松市公営企業局管理規程第 17 号）が準用する浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 液体クロマトグラフ質量分析計の購入について
(課名 浄水課 契約番号 2025009543)
- (2) 購入数量 1 式
- (3) 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号
浜松市上下水道部上下水道総務課調達・会計グループ
電 話：053-474-7014
FAX：053-474-0247
E-mail：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（物品 業種分類：2032 環境保全機器類又は 2033 試験検査計測（量）機器類）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号

に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下「確認申請書」という。)を[別記の1](#)により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は[別記の2](#)により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、浜松市上下水道部に対し[別記の3](#)によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び[別記の1](#)の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等(以下「仕様書等」という。)は、[別記の4](#)により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、[別記の5](#)により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、[別記の6](#)により入札執行日の前3日間浜松市上下水道部上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

7 入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、[別記の7](#)により執行する。

8 入札方法等

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等

により提出した入札者は、２回目の入札に参加できない。

- (４) 落札となるべき同価格の入札者が２名以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

９ 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

１０ 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (１) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (２) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (３) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において３に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (４) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

１１ 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第７６号）第１条第１項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

１２ 開庁時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

※ FAX又は電子メールで確認申請書を提出した場合は上記入札及び契約担当課まで電話連絡すること。

- (2) 受付期間 令和7年7月8日（火）から 令和7年7月17日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

- (3) 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課 053-474-7014

- (4) 様式 管理者が定める様式とする。

- (5) その他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①上下水道総務課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 上下水道総務課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

- (2) 確認結果の通知日

ア 上下水道総務課で受け取りの場合

令和7年7月22日（火）午後1時から令和7年7月23日（水）までの間に、上下水道総務課で受け取る。（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和7年7月22日（火）に発送又は発信する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和7年7月24日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月28日（月）まで

5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和7年7月17日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月24日（木）から上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

6 入札執行日時等

- (1) 日 時 令和7年7月29日(火) 午後1時30分
(2) 場 所 浜松市上下水道部 住吉庁舎 第3会議室

7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ア 入札執行日時に入札場所へ持参
- イ 受領期間内に上下水道総務課へ持参(以下「事前提出」という。)
- ウ 受領期限までに上下水道総務課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

- ア 受領期間 令和7年7月22日(火) から令和7年7月28日(月) まで
(12項に記載する開庁時間内に限る。)
- イ 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課
- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

- ア 受領期限 令和7年7月28日(月) 午後5時15分まで(送付先に必着)
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。
- イ 送付先 浜松市上下水道部 上下水道総務課(2項に記載のとおり。)
- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

仕様書

- 1 物 品 名 液体クロマトグラフ質量分析計
- 2 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日
- 3 納入場所 浜松市中央区大原町 50 番地 大原浄水場 南管理棟 1 階 VOC 分析室
- 4 品名規格 株式会社エービー・サイエックス
Exion LC AE/Triple Quad 5500+ System-QTRAP Activated 一式
※ 同等品不可

5 条件及び注意事項

(1) 装置の構成等 装置の構成は次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 水質基準に関する省令の規程に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下、告示法という。）別表第 17 の 2（ハロ酢酸）、18 の 2（臭素酸）、19 の 3（ホルムアルデヒド）、24 の 2（陰イオン界面活性剤）及び 29 の 2（フェノール類）並びに水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号別添 4。以下、通知法という。）目標 15（農薬類。別添方法 18、19、20、20 の 2、21 及び 22 に限る。以下、同じ）及び目標 31（PFOS 及び PFOA）に準拠した方法で試料の測定ができること。また、その分析条件を装置へ設定すること。

イ 通知法目標 31 の方法は、納品時まで濃縮倍率等の諸条件が変更される場合があるため、納品時に設定する装置条件は、最新の情報を元に発注者と協議して設定すること。

ウ 送液ポンプ 2 台以上及び溶媒切替えバルブを有し、2 液以上の高圧グラジエント送液ができること。また、各溶媒ラインに脱気装置を有し、オンライン脱気が可能であること。

エ 1.5mL バイアルが 150 本以上設置可能であること。

オ 分離カラム及びディレイカラムを手締めで接続できること。（レンチ等の工具を必要としないこと。）

カ 質量分析計にイオントラップの機能を有し、濃度測定と成分確認の同時分析が可能であること。また、成分確認用のスペクトルライブラリに 250 化合物以上の有機フッ素化合物のデータが保存されていること。

(2) 付属品等 次に掲げる部品等を付属させること。

ア 装置本体及び付属品等を据付する架台（SCIEX benche 及び HPLC benche） 1 式

イ 窒素ガス発生器（エアーテック AT-5NP-25CSL） 1 台

- ウ 据付に伴う配管、配線等に必要な部品 1 式
- エ 装置の運転を制御し、測定データを解析するための情報処理端末 1 式
- オ 次の分離カラム 各 2 式
 - ・ SYPRON AX-1 (5 μ m、00 $\times$ 2.1 mm I.D、GL Science)
 - ・ InertSustain C18 HP (3 μ m、100 $\times$ 2.1 mm I.D、GL Science)
 - ・ Luna Omega PS C18 (3 μ m、100 $\times$ 2.1 mm I.D、phenomenex)
- カ ディレイカラム Gemini C18 (5 μ m、50 $\times$ 2.0 mm I.D、phenomenex) 1 本
- キ 日常のメンテナンス等に必要な工具類 1 式
- ク 日常のメンテナンス等に必要な消耗品の予備品 1 式

(3) 据付、調整及び保守

- ア 装置の搬入、据付、調整及び製造業者が規定する動作確認、性能確認を行うこと。また、その内容を文書に記録すること。
- イ 告示法別表第 18 の 2、29 の 2 及び通知法目標 31 に準じた測定を行い、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1 号別添）に基づく検量線の評価を行い、その結果が次の目標を満たすこと。ただし、検量線を作成するための標準試料濃度は、別表のとおりとする。なお、試料、移動相の調製は発注者が行い、装置による測定は受注者が行うものとする。
 - （目標）低濃度から高濃度の順に標準試料を繰返し 3 回測定し、各濃度点の平均値が、フェノール類、PFOS 及び PFOA は調整濃度の 80%から 120%、臭素酸は 90%から 110%であること。また、直線回帰による相関係数が 0.99 以上であること。なお、原則として各濃度点の重み付けは行わないこと。
- ウ 装置及び架台に転倒・崩落を防止する措置を講じること。
- エ 据付、調整後、職員に対して操作及び保守に関する説明を実施すること。また、必要な資料を 5 部用意すること。
- オ 装置の搬入等の際して、施設の設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状に復すること。
- カ 梱包材等の不要物はすべて持ち帰ること。
- キ 装置及びその付属品はすべて新品であること。
- ク 据付及び調整作業にあたり重大な装置の欠陥等による故障が発生した場合、新品と交換すること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、その指示に従うこと。

別表

(単位:µg/L)

検査項目	STD-1	STD-2	STD-3	STD-4	STD-5
臭素酸	1	2	5	10	－
フェノール類 ^{※1}	1	2	5	10	－
PFOS 及び PFOA ^{※2}	0.001	0.002	0.005	0.01	0.02

※1 フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノールの各濃度で、前処理操作前の濃度とする。

※2 PFOS 及び PFOA の各濃度で、前処理操作前の濃度相当にメタノール溶液で調整したものとする（1000 倍濃縮の場合、STD-1 の試験溶液濃度は 1 µg/L となる。）。